

第1章 総則

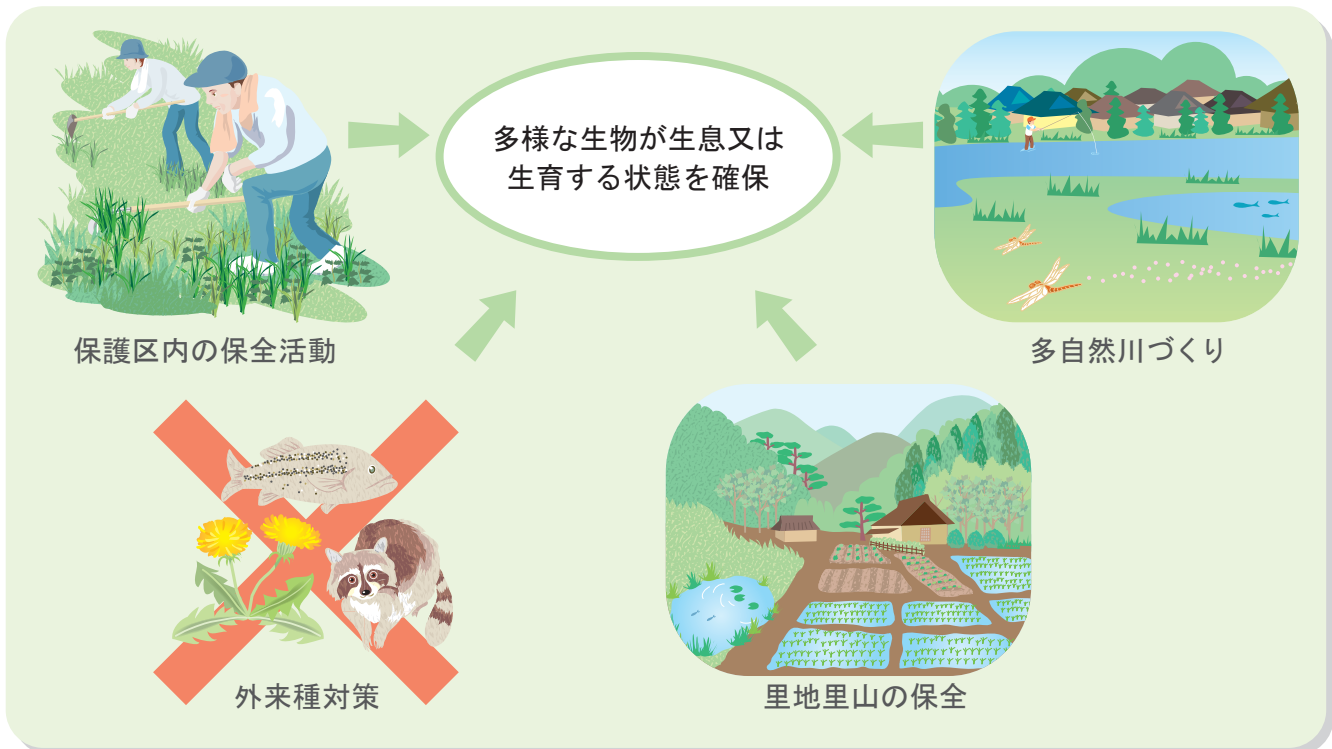
目的

この条例は、本市のかけがえのない自然環境の保全及び創出のため、市民協働により施策の総合的な推進を図り、市民の健康で快適な生活を確保することを目的としています。

自然環境の保全 及び創出とは

森林、河川、池沼、湿地等の自然環境が損なわれることを防止することです。

損なわれた自然環境の回復・再生、質の向上を図ることです。



市民・事業者・市の責務

